

## 道路法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年五月二十七日

参議院国土交通委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 高速道路の安全性を確保するため、その維持管理に万全を期すること。また、高速道路の更新は緊急度、優先順位の高い公共事業であることから、最重点課題として位置付け、公費投入の検討も含め、その加速を図ること。

二 協定及び業務実施計画に特定更新等工事を追加する場合には、コスト削減に努めるとともに、大規模修繕については、その内容を精査し、安易な将来世代への負担の先送りをしないようにすること。また、特定更新等工事について、その必要性、工事内容等の妥当性に関して客観的評価を実施することにより透明性を確保すること。

三 高速道路ネットワークは国民共通の社会資本であることから、その一層の有効活用を図るため、通行料金の引下げ、交通混雑を引き起こすことなく、かつ利用度が画期的に改善される路線等における早期の無料化など、利便性の向上を実現する方策について、技術、運用、資金、制度面等、多様な角度から引き続き検討すること。

四 高速道路の利用実態の把握に努め、その債務償還状況に応じて、償還の繰上げに努めること。

- 五 大規模更新等の財源確保及び債務償還に当たっては、高速道路会社の経営に著しい影響を与えない範囲内で、高速道路各社の利益剰余金の活用等を図るなど利用者の負担軽減に努めること。
  - 六 高速道路会社の経営スリム化を図り、建設債務の償還期間の短縮に努めること。
  - 七 高速道路債務の償還満了後においても維持管理費用については利用者負担を求めるとことや、高速道路の混雑緩和のためのロードプライシング導入等の可能性について検討すること。
  - 八 償還対象経費から用地費を除外することによる償還期間の短縮と通行料金の低減を検討すること。
  - 九 ICTの高度化により交通流動を最適化し、高速道路網の活用効率をより高めるフレックス料金制度の導入について検討すること。
  - 十 道路上空の立体利用に当たっては、周辺土地利用との調和に留意し、都市計画との整合を図ること。
  - 十一 道路の高架下の活用に当たっては、公共的・公益的利用を優先するとともに、地域における土地利用状況との調和を図り、地域住民の意向に配慮すること。
- 右決議する。